

気象警報等の発表に伴う学校の措置について

東広島市教育委員会
令和 7 年 4 月 8 日

1 対象となる気象警報について

東広島市に「特別警報」、「大雨警報」、「洪水警報」及び「暴風警報」のうちの一つでも発表された場合。

2 気象警報の発表状況及び学校の措置等について

小・中学校長は、原則、次の表のとおり措置を判断する。

	時刻	警報発表状況	学校等の措置		備 考
登校	午前6時	発表中	小・中学校	自宅待機	
	午前7時	発表中		臨時休業	学校は、給食提供の有無を各学校給食センターに連絡する。(東広島学校給食センター及び東広島北部学校給食センターへの連絡は代表校による。ただし、一部の学校を除く。)
		解除		繰り下げ登校	通学路の安全等が確保されない場合は、この限りでない。(校長の判断により対応する。)
下校	午後3時	発表中	小学校	学校待機 (一斉下校又は引き渡し下校)	通学路の安全等が確保された場合は、この限りでない(校長の判断により対応する)。その際、学校は、電話・市民ポータルサイト等で保護者等へ下校時刻等を周知するとともに危険箇所等を巡視する。
			中学校	学校待機	
	午後5時	発表中	小学校	引き渡し下校	学校は、電話・市民ポータルサイト等で保護者等へ連絡できない場合は、学校又は避難場所に児童を留め置く。また、保護者等を確認し引き渡しを行う。

※ その後の気象状況、通学路の安全の確保等により、上記の表と異なる措置を取る場合は、関係機関(中学校区内の学校、学校給食センター、いきいきこどもクラブ等)と連携して行う。

※ 下校時刻については、気象状況等により、午後3時以前に一斉下校等の措置を行う場合がある。その際、学校は、電話・市民ポータルサイト等で保護者、いきいきこどもクラブ等に下校時刻等を周知する。

※ 対象となる気象警報以外の警報や警報発表以外の非常災害、その他急迫の事情により、児童生徒の登下校が困難な場合は、校長の判断により措置する。

※ 市教委から臨時休業や登下校に関して指示することもある。また、状況によっては、給食時間まで待たずに午前中の早い段階で下校させたり、「大字単位」で避難指示が発表された場合には、中学校においても、「引き渡し下校」をさせたりすることもある。

【措置例】

臨時休業、自宅待機、授業繰り下げ、授業打ち切り、学校待機、引き渡し下校、措置なし

3 市教育委員会(学事課)及び学校給食センター等への報告について

(1) 午前6時の段階で警報が発表された場合、午前7時段階での措置状況を中学校区で連携し、関連校は代表校へ報告する。代表校は、関連校の状況を、午前8時30分までに市教育委員会(学事課)へ報告する。

(2) 午前7時の段階で臨時休業にする場合は、速やかに給食提供の有無を学校給食センターに連絡する。

(3) 引き渡し下校を行った場合は、児童の引き渡し完了後、速やかに市教育委員会(学事課)へ報告する。

(4) 学校は2の※の措置を講じた場合は、随時報告する。

【連絡先】

東広島市教育委員会	学事課	082-420-0975		
学校給食センター	東広島学校給食センター	082-425-3388	西条学校給食センター	082-493-6232
	北部学校給食センター	082-430-1112	安芸津学校給食センター	0846-45-4287